

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）の公文書の存否を明らかにしないで行った公文書の非開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和3年9月8日付で実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「山口県情報公開審査会答申について、令和3年9月7日「山口県情報公開審査会答申の県ホームページ掲載について」「答申書に記載されている審査請求人の主張要旨の部分は、全て省略し県ホームページに掲載することとしましたのでお知らせします。」に至り、その審議された公文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、令和3年（2021年）9月17日付け令3学事文書第679号で本件請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）の存否を明らかにしないで公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年9月22日付で行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

（省略）

第5 審査会の判断

1 条例について

(1) 条例第11条第2号について

条例第11条は、実施機関は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する情報については、開示することとされている。

(2) 条例第13条について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第11条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

ここで、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第11条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるとき」とは、例えば、特定の個人の病歴に関する情報、犯罪の内偵捜査に関する情報などの開示請求に対し、当該公文書は存在するが非開示とする、又は当該公文書は存在しないなど、公文書の存否を明らかにすることにより、当該公文書を開示したときと同様に、非開示事項の規定により保護すべき利益が害されるおそれがある場合をいうとされている。

2 本件処分について

本件請求は、特定の個人に対して通知した内容について、当該内容を実施機関内部で審議した公文書の開示を求めるものであり、仮に、当該公文書は存在するが非開示情報に該当するとして非開示決定をしたり、当該公文書は存在しないとして却下決定をしたりすると、特定の個人に対して通知を行ったという事実又は通知を行わなかったという事実を明らかにするものと認められる。

したがって、本件公文書の存否を答えることは、条例第11条第2号の非開示情報を開示することとなるため、条例第13条の規定により、本件公文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否したことは妥当である。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和4年 2月18日	実施機関から諮問を受けた。
令和5年 2月21日	事案の審議を行った。
平成5年 3月20日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会第一部会員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
沖 本 浩	弁護士	部会長
服 部 麻理子	山口大学准教授	
水 谷 芳 昭	公認会計士	部会長職務代理者

(令和5年3月20日現在)